

下水道占用料単価 新旧対照表

【改正前】

区分		単位	金額
通路としての占用		占用面積1平方メートルにつき1月	34円
通路橋その他これに類する占用	占用面積が4平方メートル以下の部分	占用面積1平方メートルにつき1月	34円
	占用面積が4平方メートルを超える部分		68円
上記以外の占用		相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)別表の例による。	



【改正後】

区分		単位	金額
通路としての占用		相模原市準用河川占用料徴収条例(平成11年相模原市条例第50号)別表の例による。	
通路橋その他これに類する <u>ものの</u> 占用		相模原市準用河川占用料徴収条例(平成11年相模原市条例第50号)別表の例による。	
上記以外の占用		相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)別表の例による。	

条例の一部改正により、「通路としての占用」及び「通路橋その他これに類するものの占用」に係る占用料の「単位」及び「金額」につきまして、「相模原市準用河川占用料徴収条例別表の例による」と変更しました。

この改正により、令和7年4月1日以降の「通路としての占用」及び「通路橋その他これに類するものの占用」については、準用河川占用料徴収条例で定めた単価が適用されます。